平成２１年（フ）第４４０号
神奈川県座間市緑ケ丘６丁目16番６号　ベルトピア相武台前202号
債務者　多胡　直人
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４７４号
神奈川県相模原市横山台１丁目４番22号　第１姥川ハイツ105号室
債務者　大河原民江
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１３０３号
京都市伏見区南寝小屋町71番地　リエス新堀川201号
債務者　志摩　輝彦
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６３５号
岡山市北区昭和町14番32号
債務者　臼山　哲史
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４０号
岡山市中区赤坂台11番１号
債務者　佐藤　光子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４３号
岡山市北区津島西坂２丁目９番７号
債務者　淺井　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６１４号
横浜市南区東蒔田町４番地の１　第１関野ビル３ＦＢ
債務者　小峯　知子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１号
石川県加賀市山代温泉39の17番地、従前の住所石川県加賀市松が丘３丁目２番地７
債務者　北嶋千津子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第５０８号
青森県上北郡野辺地町字赤坂23番地19
債務者　角鹿　　譲
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３５号
東京都多摩市貝取1459クレスト１　301、住民票上の住所東京都府中市住吉町３丁目２番地の11
債務者　堀内　陽子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４９５号
静岡県浜松市中区鴨江４丁目14番30号　美雪荘５号
債務者　鈴木　政雄
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
愛知県豊橋市北山町字西ノ原42番地の143
債務者　辻岡　明美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２６０号
愛知県新城市字宮ノ西９番地４
債務者　池田　京子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１８０２１号
東京都板橋区桜川２丁目10―15―305
債務者　井上　　睦
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０２２号
東京都北区赤羽南２丁目18―６　大嶋方101
債務者　小川　貴光
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１１０号
東京都青梅市大門３丁目４―１　第２篠田ハイツ202
債務者　藤田多恵子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部